

平成31年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成30年9月

滋賀県市長会

平成30年 9月20日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県市長会
会長 山 仲 善 彰

要 望 書

平素は、県内都市行政の運営に対しまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現をめざした「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成30年6月15日閣議決定）を策定し、これまでの歳出改革の取組を強化し、予算の中身を大胆に重点化する新年度予算の概算要求基準が示されました。

その内容は、年金・医療等について、前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額6,000億円を加算した範囲内での要求。また、義務的経費についても聖域とせず抜本的見直しを行うとともに、既存の予算措置もゼロベースで見直すなど可能な限り歳出を抑制するきわめて厳しいものとなっております。

一方、予算の重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」が設けられるものの、地方自治体にとって、これまでの行財政改革による経費削減努力にも関わらず新年度も大変厳しい行財政運営を強いられるものと想定されます。

こうした状況にあって、各都市では住民に最も身近な基礎自治体として、喫緊の行政課題である人口減少時代における地域特性を活かした地方創生戦略をはじめ、近年多発している自然災害に対応した安全・安心な防災対策の充実・強化、子ども・障がい児（者）・高齢者に対する福祉施策の充実、国民健康保険や介護保険等の保険医療体制の充実・強化、ごみ処理等の環境施策の推進、道路・河川等の都市基盤の整備促進、さらには教育環境の充実や女性の活躍推進など、市民生活に直結する様々な行政課題に真摯に取り組んでいかなければなりません。

県におかれましては、現在策定中の基本構想を視野に入れた新年度予算編成となりますが、夢や希望に満ちた豊かさを実感できる滋賀の実現に向けて、県・市の連携の強化を図り、真のパートナーとして諸事情をご賢察いただき、本要望に誠実に対応いただきますよう強く要望いたします。

目 次

総 合 政 策 部	1
総 務 部	6
県 民 生 活 部	8
琵琶湖環境部	9
健康医療福祉部	17
商工観光労働部	31
農政水産部	34
土木交通部	40
教育委員会	49
企業庁	56
警察本部	57

総合政策部

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

原子力防災については、県と市町が一丸となって取り組むべき課題であることから、県知事自らが先頭に立ち、これまで以上に強力なリーダーシップを発揮して、以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対して強く働きかけられたい。

- (1) 策定済みの避難の計画や要領、マニュアルについて、まずは県内の具体的な避難先を確保し、実施可能な避難計画として実効的かつ具体的な広域避難方法の確立を行うとともに、その計画は他府県の避難計画とも整合性を取ること。また、避難行動がスムーズに行える移動手段として利用する避難バスについて、運転の協力もお願いする民間バスの運転手等の方々に対し、放射線に対する正しい知識を得ていただくため、県として教育・研修の取組を行うこと。
- (2) 原子力発電所に近接する市町村においても、原子力発電所所在市町村と同等の原子力防災対策の支援措置を講じるとともに、原子力事業者に安全協定の締結を義務付けるよう国に対し法整備を働きかけること。
- (3) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を設置すること。
- (4) UPZにおける原子力防災対策に関する国および事業者の責任の明確化と恒久的な財政支援を求めること。
- (5) UPZ圏内の自治体と同様または準じた防災計画を策定するなど、自らの判断により積極的な対策を講じているUPZ圏外の自治体に対する支援を講じること。
- (6) UPZ圏外における防護措置（屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等）の具体的要領に関して防災指針等の整備を求めること。

2. 地震・豪雨防災対策の強化および財政支援 について

東日本大震災や熊本地震をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地で大規模自然災害が頻発しており、本県においても平成29年には8月の台風5号、10月の台風21号により、県内各地で甚大な被害が発生したところである。

市民の生命と財産を守り安全・安心な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 平成32年度限りとされている緊急防災・減災事業債の恒久化
- (2) 県が主体となった備蓄品の整備および各自治体が整備する備蓄品等の購入費用に対する国および県からの恒久的な財政支援
- (3) 災害予防対策としての治水事業、砂防事業、急傾斜地対策事業、治山事業の着実な実施
- (4) 災害復旧に対する支援の充実と被災者生活再建支援法の適用要件（全壊および大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大による生活再建支援の充実
- (5) 河川の出水状況等の把握を迅速かつ確実にを行い、破堤等災害を未然に防ぐため、一級河川への水位計・防災カメラの設置の推進および避難判断水位等の設定

3. 地方創生における「地方版総合戦略」の推進 と人口減少対策について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するに当たり、次の事項について総合的な支援を願いたい。

- (1) 市町の「総合戦略」に掲げた創意工夫の取組が十分発揮でき、地方創生が実効的となるよう、県の積極的・具体的かつ継続的な支援を願いたい。
- (2) 地方創生交付金については、地方自治体の積極的な取組が効率的・効果的に推進できるよう、自由度を高め、総合戦略期間における予算の総額を確保するとともに、地方創生拠点整備交付金が平成31年以降も継続されるなど、確実な財源措置が講じられるよう、国に対して要請されたい。
- (3) 都市部における人的・財政的資源の集中を解消するため、若者の県外への流出を防止するとともに、U I Jターンを促進するため、市町における移住希望者を受け入れる体制を整備し、交流人口の拡大、定住移住、子育て支援、高齢者の住みやすいまちづくりなど、中山間地域における人口減少社会を見据えた施策に必要な総合的な支援を願いたい。
- (4) 地方創生のさらなる深化を図るため、将来の地域経済の担い手となる学生の地方就職を支援するものとして、地域創生枠を活用した奨学金返還支援制度の創設（支援基金の設置）に向けた課題解決に前向きに取り組み、県内に在学する学生の県内就職率の向上と、県外から滋賀県への新しい人の流れをつくる取組を積極的に検討いただきたい。

また、昨年開設された首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」で、地元企業が県外企業と商談を行ったり、人材確保のため、Iターン・Uターン希望者に情報提供を行ったりできるよう、門戸を広げ、利用しやすい運用体制の整備を行い、新たな都市部から滋賀県への魅力的な人材、仕事の流れを生み出す仕組みづくりを願いたい。

- (5) 定住移住の推進に当たっては、県および市と連携することが重要であることから、滋賀移住・定住促進協議会を通じて市町との連携を深めるとともに、「ふるさと暮らし情報センター」に配置された専属相談員を中心に、移住セミナーや相談会の充実を図られたい。また、移住者のニーズを的確に捉え、都市部への効果的な情報発信および前述協議会を通じて市町への情報提供を願いたい。

4. 彦根城とその関連資産の世界遺産登録に向けた全庁的な取組について

彦根城とその関連資産の世界遺産登録に向けての推進は、滋賀県の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源・地域活性化策としても非常に有益であり、県との連携により行っている世界遺産登録に向けた作業も進んでいることから、次の事項について積極的に取り組まれたい。

- (1) 彦根城とその関連資産の世界遺産登録に向けて、推薦書原案の改訂や文化庁との折衝等に取り組む部署を新設されたい。
- (2) 世界遺産登録に向けた機運を高める啓発活動について、県主催事業や県ホームページでの積極的な周知を願いたい。
- (3) 国民体育大会の施設等整備に当たっては、彦根城とその周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願いたい。

5. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を早急に創設されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

〔再掲〕

6. 広域観光事業の推進について

広域的観光事業の一層の推進を図るため、県独自の観光施策による県全体の活性化に向けて、「滋賀県内唯一の新幹線停車駅」の米原駅への観光案内所の設置に向け具体的な協議を進めるとともに、県としても積極的に取り組んでいただきたい。

7. 未利用となっている県有地の有効活用について

現在、県においては、次世代の幸せや新しい豊かさを実現するため、競争力のある産業や地域を支える産業の育成をめざし、積極的な企業誘致に取り組まれているが、社会情勢等の変化により当初の利用目的を果たすことなく未利用となっている県有地についても、地方創生での活性化の実現に向け、本県の立地の優位性を生かした産業の創出や企業誘致等への活用を積極的に進められたい。

総 務 部

1. 地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置 について

地方消費税交付金の交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じた場合、地方財政の安定的な運営の観点から、緊急的な措置として、法人市民税のように減収補てん債の発行を可能としたり、翌年度の交付税算定における精算方式を導入するなどの制度を創設されるよう、国に対して働きかけられたい。

2. 公共施設等適正管理推進事業債の拡充 および期間撤廃について

- (1) 「公共施設等適正管理推進事業債」制度について、交付税算入率および事業メニューの拡充を行うとともに、平成34年度以降も継続されるよう、国に対して強く働きかけられたい。
- (2) 「公共施設等適正管理推進事業債」のうち、「市町村役場機能緊急保全事業制度」について、平成33年度以降も継続されるよう、国に対して働きかけられたい。
- (3) 災害時にも活用される公用施設である耐震化済みの市役所庁舎等についても、「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業）の対象となるよう、国に対して働きかけられたい。

〔新 規〕

3. 選挙における即日開票の緩和について

選挙の開票について、公職選挙法第65条に基づき、すべての投票箱の送致を受けた日または翌日に行う判断を各選挙管理委員会（の裁量）で行うこととされたい。

〔新 規〕

県民生活部

1. 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会に向けた取組について

2024年開催予定の第79回国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催に当たっては、滋賀県が主体性を発揮され簡素で効果的な大会となるよう、次の事項について積極的な取組を願いたい。

- (1) 国民体育大会の開催地となることにより、市民・県民のスポーツへの意識が高まり、体力向上、健康増進が図られるとともに、観光面等地域経済の発展にも資するものであり、加えて国民体育大会終了後においてもその効果が継続することから、市町の競技会場周辺の県有施設の整備推進を図られたい。さらに、会場地として選定された施設のトイレ等のユニバーサルデザイン化を含めた整備や開催運営経費および市が関連して整備する道路、河川、都市公園に対する財政支援など特段の配慮を願いたい。
- (2) 主会場をはじめ各種競技施設の整備に当たっては、周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願うとともに、現在実施されているスポーツ競技を継続できるよう考慮し、計画的な整備を進められたい。

2. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

再生可能エネルギー政策の推進について、地域の発展に資するための仕組みづくりと、地域に存在する自然エネルギーを活用した「エネルギーの地産地消」の確立を目指すため、必要な支援策を講じられたい。

琵琶湖環境部

1. 汚水処理施設整備に対する支援の充実について

汚水処理施設整備の10年概成に向け、公共下水道の整備区域を限定するとともに、著しく遅れる地域にあっては、合併浄化槽区域に変更し汚水処理施設の効率的な整備に努めているところである。については、公共下水道事業の整備促進および合併浄化槽設置補助に対する要件緩和と対象事業の明確化、浄化槽修繕補助の支援について、次の事項に対する特段の配慮を願いたい。

- (1) 合併浄化槽区域にあっては、浄化槽面的整備事業として県費補助金を受け、汚水処理施設整備を推進しているが、事業の採択要件に合致しない地域があることから、対象外となった地域に市単独で補助をできる要綱を設け、合併浄化槽の設置の推進を図っている状況である。については、事業採択時の要件緩和について引き続き協力願い、確実な補助金確保を願いたい。

また、浄化槽面的整備事業が適用されない世帯に対する支援制度、および修繕が必要な合併浄化槽に対しての個別支援制度の創設を願いたい。

- (2) 公共下水道の整備・接続にかかる滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金の継続と予算確保を願いたい。
- (3) 県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくとともに、災害時の被災浄化槽の復旧に対する補助を充実願いたい。

2. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った継続的かつ安定的な財源が確保された事業が実施できる制度の確立について、国に強く働きかけられたい。
- (2) 流域ならびに公共下水道において発生している不明水について、なお一層の実効性のある対策を講じられたい。
- (3) 不明水対策にかかる社会資本整備総合交付金制度において、不明水対策を対象としたメニューを創設されるよう国に働きかけられたい。
- (4) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、確実に継続するよう国に働きかけられたい。

〔新 規〕

3. 「第72回全国植樹祭」開催に向けた取組について

2021年に本県で開催予定である「第72回全国植樹祭」に向けて、計画的な事業執行と財源確保を願いたい。

また、この機会を逃すことなく、県として様々な主体との協働により、琵琶湖並びにその水源である森林を守り、育て、活用する持続可能な滋賀の森林づくりを推進するとともに、県内各地の多種多様な食や文化、歴史的資産など、本県の魅力を参加者に広くPRいただきたい。

〔新 規〕

4. 森林の保全と強い林業・木材産業の振興について

木材価格の低迷により森林経営意欲が減退し、荒廃森林や林地境界の不明瞭化が進んでおり、森林が有する多面的機能が低下していることから、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があるため、森林整備の継続的な推進と強い林業・木材産業の振興に向けて、次の事項について積極的な取組と国に対する働きかけを願いたい。

- (1) 平成31年度以降、市町に配分される「森林環境譲与税(仮称)」の導入にあたり、即今「琵琶湖森林づくり県民税」の廃止などの一方的な見直しを取り止め、既存事業の継続と確実な支援を願いたい。〔新規〕
- (2) 2021年に本県で開催予定である「第72回全国植樹祭」に向けて、間伐の促進をはじめとする森林整備事業への支援を願うとともに、森林資源の充実のもと持続的な森林経営に向けて、植林から保育といった森林の再生にかかる支援制度の新設拡充や技術の確立を願いたい。
- (3) 森林施業の適切な実施と森林施業の集約化の推進のため、林地台帳制度が来年4月から実施される中、制度が円滑に進むよう支援を願うとともに、固定資産課税台帳の所有者情報が市の税務部局から林業部局に入手ののち森林組合等森林整備主体で活用出来るよう制度設計について国に働きかけられたい。
- (4) 森林整備を担う人材の確保を図るとともに、治山事業の加速的实施、林道整備事業に併せた河川の浚渫など、河川への土砂堆積に対する抜本的な対策を講じられたい。
- (5) 人工林と天然林が混在する森林の一体的施業による木材の供給から流通まで、循環型で持続可能な仕組みづくりに向けて、自伐型林業による森林経営に対するハード・ソフト両面からの支援を願いたい。
- (6) 新たな森林経営管理制度に基づく取組については、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を全県において戦略的に進めるため、滋賀県が主導的な立場で市町と連携して対応されるとともに、市で円滑な実施ができるよう支援を願いたい。

また、市町においては専門的な職員が不足しているため、県において支援策を講じられたい。〔新規〕

5. 琵琶湖の保全再生に向けた取組と特定外来生物の駆除対策について

平成28年度末に策定された「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、琵琶湖の水質や生態系の保全、外来種の防除等の保全再生にかかる各種施策が確実に推進されるよう、次の事項について積極的に取り組まれない。

- (1) 赤野井湾の環境改善については、依然として湾内の水流（湖流）が停滞しており、栄養塩類を多量に含む底泥の堆積が進む中、水質改善の兆しが見られない。

今後についても、赤野井湾の湖流再生と水質改善に向けた有効かつ抜本的な対策の調査・研究を重ね、必要な措置を講じられたい。

- (2) 木浜内湖においては、「内湖再生プロジェクト」に基づいた水域内の底質改善（底泥浚渫）や水草除去等の水質改善に向けた抜本的対策に、水産多面的機能発揮対策交付金のさらなる充実を含め、引き続きしっかりと取り組まれない。

- (3) 近年、琵琶湖や内湖において異常繁茂が続いているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの駆除については、国および県を中心に抜本的駆除に向けた本格的な取組が実施されているが、内湖を含めた琵琶湖全体の問題であり、今後においても、一級河川琵琶湖を管理される立場にある県として、完全駆除が果たされるまでの県内全域における日常の監視や継続した駆除の実施と予算の確保を願いたい。

また、重機を活用した駆除の早期実施および駆除活動にかかる専門業者への委託や処分にかかる費用に対する予算の増額など、地域における取組に対する支援や刈取り後の処分手法の確立等について県主導で実施願うとともに、河川管理部署等関係機関との連携強化を図られたい。

- (4) 近年、オオキンケイギクが県内各地で確認されており、今後、在来植物の生態系に影響を及ぼす懸念があることから、取り返しがつかない状況になる前に調査・研究し、早期に駆除を行うよう十分な施策を県主導で実施願いたい。

6. 湖底の底泥・散乱ごみおよび水草等の湖岸

漂着ごみの除去対策について

- (1) 湖底に堆積した底泥や散乱するごみは、水質の悪化だけでなく魚類や貝類の生息にも悪影響を及ぼすことから、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、積極的かつ継続的な除去等の対応を願いたい。
また、漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。
- (2) 局地的な豪雨や台風の接近に伴う大雨による突発的な河川の大増水で琵琶湖に大量のごみ等が流れ込み、湖岸を漂着ごみが覆うという事態が毎年のように起こっている。そのため、これらの漂着ごみについて「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、県において適切に処理されたい。
- (3) 琵琶湖に大量に繁茂する水草については、湖岸に漂着することがないように、根こそぎ除去および表層刈取りを計画的かつ適切な時期に実施されるとともに、琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として迅速かつ適正に行われたい。

7. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 廃棄物処理施設は、市民生活の礎となる必要不可欠な施設であり、廃棄物処理施設（旧施設）の解体撤去には多額の費用を要するため、「循環型社会形成推進交付金」の交付対象となるよう国に働きかけられ、改めて交付金制度を創設されたい。
- (2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や交付対象事業の拡充を国に対して要望されたい。

8. クリーンセンター滋賀の安定経営に向けた 県の支援について

県内唯一の産業廃棄物管理型処分場である「クリーンセンター滋賀」の立地地域はもとより、周辺住民の安全・安心の確保と地域振興を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 立地地域の安全で安心した生活を保つため、環境事業公社に対し環境保全に対する適切な指導を願いたい。
- (2) クリーンセンター滋賀の健全な経営が継続できるよう、環境事業公社に対する確実な支援を願いたい。
- (3) クリーンセンター滋賀設置時に締結した協定に基づき、地域ニーズや社会情勢の変化に応じた見直しを願いたい。

9. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ

- (2) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の撤廃
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

10. 自然公園の環境整備について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めているが、今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に基づき、必要な維持管理委託料を確保されるとともに、今年の台風21号等の被害による倒木の撤去や老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については年次計画を立てて別途予算を確保し、景観上、安全面からも早急に対応願いたい。

また、ビワイチや日本遺産の構成要素である水辺景観等で観光客が増加していることから、公衆トイレが少ないところへの新たな設置を願いたい。

11. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保ならびに単独治山（補助営）事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい。

健康医療福祉部

1. 幼児教育・保育の無償化に向けた施策の充実 について

2019年10月の実施を目指すとする幼児教育・保育の無償化に向けて、特に次の事項を重点として積極的な推進を図られるとともに、保育士確保のために地方自治体を実施する事業に対し、積極的な支援を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善等における県独自施策の実施
- (2) 保育士・保育所支援センター事業のさらなる充実と体制の強化および潜在保育士情報の提供と保育人材バンクの活用
- (3) 県内自治体間で保育の質が一定担保されるよう、現行の地域区分より生じる公定価格の差額分に対する財政支援および同一地域内における地域区分の統一について国への強い働きかけ
- (4) 保育園等の低年齢児（0～2歳）における保育士配置基準について、急務の暫定措置として、地域型保育事業の家庭的保育事業等と同様に、家庭的保育補助者の配置で保育可能となるよう基準緩和の国への働きかけおよび低年齢児保育保育士等特別配置事業の継続実施
- (5) 魅力ある職場としてのイメージアップにかかる措置
〔新 規〕
- (6) 現在の公定価格における利用者負担額について、施設型給付が保護者への個人給付であることに鑑み、無償化に伴う財政支援が自治体間で不均衡にならないよう、公立施設・民間施設に関わらず全ての1号及び2号認定子どもに係る新たな財源確保の国への働きかけ〔新 規〕

2. 福祉医療費助成制度の継続と充実について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、平成31年度以降も現行制度の維持はもとより、さらなる制度充実に向けて取り組まれない。

3. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 小中学生にかかる医療費の助成制度が都道府県間、市町村間で格差が生じている状況を把握され、対象者の年齢を中学校3年生まで拡大されるとともに、これにかかる過度な負担がかからないよう、地域の小児医療体制の充実を図られたい。
- (2) 少子化対策として保育料の無償化について平成31年10月からの実施を目指すとしているが、人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代が3人目以降の出産をためらうことのないよう多子世帯への経済的支援の継続を国へ要望するとともに、滋賀県多子世帯子育て応援事業の継続と所得制限の撤廃等による制度拡充を図られたい。
- (3) 働く親と子供の子育て支援や市民福祉の公平性の観点から、医療ケアの必要性が高い児童を積極的に受け入れるため、保育園・幼稚園における看護師の配置にかかる人材確保および財政支援と医療ケア児等の保育充実に向けた制度を創設されたい。
- (4) 放課後児童支援員の確保と資質向上を図るため、県が実施されている認定資格研修の実施回数および受講定員の拡充を図られたい。

- (5) 保育環境の向上を目的とし、障がい児保育など、特別配置されている保育士等職員に対する人件費補助の補助基準の拡大および財政措置を拡充するとともに、待機児童解消のための財政支援を図られたい。
- (6) 老朽化の著しい公立保育所等の増改築や耐震化、幼保一体化施設（認定こども園）の整備などに対するより一層の財政措置の拡充を図られるとともに、子ども・子育て支援新制度においては、国においても幼保一体化の施設である認定こども園への移行・整備を推進されていることから、私立・公立に関わらず施設整備に対する補助制度を創設されるとともに、所管府省を一元化されるよう、国に対して強く要望されたい。
- (7) 児童自立支援施設および児童養護施設の居住施設の充実や、配置職員等の拡充などを講じられたい。
- (8) 少子化や人口減少対策の足掛かりとして、結婚を望む独身者の出会い支援のために、地域の結婚支援センターを設置するなど、各市町と連携した広域での結婚支援システム構築の研究を願いたい。

4. 子ども・若者等への支援および子どもの貧困 対策を進めて行くための財政支援について

市町において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の貧困対策が十分に行えるよう、県においても新たな補助制度の創設等による財政支援を願いたい。

- (1) 市町が行うニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援に関して、『子ども・若者総合相談センター』の設置や機能強化を図る経費、および包括的に支援するための『子ども・若者支援地域協議会』の設置運営にかかる経費に関して、県においても財政支援を行うための新たな補助制度等を創設されたい。

- (2) 県において推進されている「淡海子ども・若者プラン」に合致する『子どもの貧困対策』に関する市町の施策や取組に対して補助制度の創設等、財政的な支援を図られたい。
- 特に貧困などの困難を有する子どもも利用できる地域の居場所となっている「子ども食堂」が維持・拡充されるよう、支援制度の創設を図られたい。
- (3) 国の「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」および「地域子供の未来応援交付金」とともに、市町村が利用しやすい制度となるよう国に働きかけられたい。
- 特に、「地域子供の未来応援交付金」については、地域の実情に応じて弾力を持たせた運用ができる制度となるよう国へ働きかけられたい。
- また、市町村の自由・裁量度が高く、継続して受けることができる新たな補助金等の創設を国に働きかけられたい。
- (4) ひきこもり当事者の就労や社会参加に向けては、多様な分野の支援者による継続的かつ状態に応じた支援が必要なことから、県ひきこもり支援センター等による積極的関与・支援、市町でひきこもり支援に取り組む職員・ボランティア等の資質向上に向けた専門的な研修の実施、更には財政支援を願いたい。
- また、県ひきこもり支援センターのより一層の周知に努められたい。〔新 規〕

5. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う

財政支援について

ここ数年来、新しいワクチンが定期予防接種化され、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものである

ことから、明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられたい。

併せて、現在任意接種であるロタウイルス、おたふくかぜについて、その有効性および安全性を検証したうえで早急に予防接種法に基づく定期接種となるよう、国に対して積極的に働きかけられたい。

また、小児白血病の臍帯血移植や骨髄移植等により定期予防接種の再接種が必要となった場合、保護者の経済的負担を軽減するよう、県単独の助成制度の創設を図られたい。

6. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援 について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 現行の財政調整交付金で行われている介護給付費に対する5%基準分の配分は、市町村間の格差が大きいことから、その是正策として2.5%分を基本分として配分し、残りの2.5%内で現在の算定方法を用いた配分とし、現行制度より緩やかな傾斜配分となるよう、国への働きかけについて特段の配慮を願いたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や個人の所得に応じた世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等より公平な保険料設定となるよう見直されたい。
- (3) 平成28年度に地域密着型通所介護が創設され、平成30年度には居宅介護支援事業所の指定事務が市町に移管されたことから、事務負担が増大となったため、集団指導の広域実施、実地指導同行、県内自治体に対する情報提供など、市町の負担軽減や連携を願いたい。

7. 福祉・介護職場の人材確保・拡充について

福祉・介護分野の報酬体系の実情では、全体的に処遇改善が進んでいないことから、福祉・介護サービス事業所では従事者の確保が大変厳しい状況である。

在宅療養にかかる医療・介護の充実を推進し、さらなる施設整備や地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、介護・看護・福祉従事者の確保・拡充は、質の高いサービスの提供に必須であり、人材確保・定着・育成策の一層の推進が必要である。

また、医師・看護師などの医療職や介護職員の人材確保・育成を図るとともに、在宅医療・介護連携を図るための体制整備など、医療と福祉が一体となって県民を支える「滋賀の医療福祉」の実現を掲げる本県の基本構想の具現化に向けて、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 多様な人材の参入のために、教育委員会との連携のもと、教育の取組として初等教育から高等教育に亘る福祉学習の充実を願いたい。
- (2) 既設の「介護福祉人材センター」を、単なる相談窓口に留まらない介護人材確保・拡充のための支援事業を行う『総合センター』として位置付け、さらなる機能強化を願いたい。

また、介護職は他職種と比べ離職率が高いため、人材確保に向けた取組においては、地域の様々な集まりの場に出向いて周知啓発活動を行うなど、介護職場の「体力的にきつい」「賃金が安い」などといったイメージが払拭されるよう、イメージ改善策を図る積極的な取組を行っていただくとともに、そのために必要な人員配置を願いたい。

- (3) 介護職が魅力ある職業となり、人材確保、定着が進むよう、アドバイザーの派遣をはじめ、事業所の雇用管理改善支援の取組を引き続き進められるとともに、市町が取り組む人材確保事業に対する補助事業の継続を願いたい。

- (4) 介護サービス事業所の指定・指導監督について、県からの十分な情報提供や積極的な指導、技術的助言を願うとともに、施設虐待等にかかる事案への対応について、県・市のより一層の連携強化を願いたい。
- また、昨今の介護人材の不足等による影響から、事業所内での事故や従事者による虐待など、サービスの質の低下が危惧されることから、人材確保策についての推進も願いたい。〔新 規〕
- (5) 平成30年4月施行の報酬改定や処遇改善では、部分的な改善は図られたものの、根本的に本給の改善に必ず繋がるものとは言えず、福祉職の賃金全体を押し上げる改善には至っていないため、サービス提供事業所が必要な人員確保を図ることが困難な状況が依然として続いている。こうしたことから、基本報酬（本体部分）の引上げにより、事業所の人員確保に繋がる安定した報酬体系の確保を図るための取組について国へ働きかけられたい。〔新 規〕
- (6) 介護人材確保・拡充のため、市町が独自に行う介護・福祉分野に従事する者への支援などの取組に対し、補助制度の創設等、財政的な支援を図られたい。〔新 規〕

8. 地域生活支援事業の国県補助額の適正化について

地域の実情や利用者のニーズに応じた市町村地域生活支援事業が円滑に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 実施要綱に基づき、国が100分の50の補助を行われるよう、国に働きかけられたい。
- (2) 県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要綱に基づき100分の25の予算額を確保されたい。
- (3) 総事業費の実績に基づく補助金の配分を願いたい。

9. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について県の責務に基づく支援策を講じられるとともに、関係機関への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 重症心身および強度行動等の重度障がい者（児）に対し、地域での暮らしを選択できる基盤づくりが強く求められており、日中活動および住まいの場の支援現場において、適切な支援を実施するために独自に手厚い人員配置がされていることから、国において報酬基準や人員配置の改定などの改善策が講じられたものの十分ではない。

については、県と市町の協働事業である滋賀県重度障害者地域包括支援事業において、新たに生活介護事業所に対する送迎支援補助の実施や強度行動障害者特別加算の拡充など市町や事業所、利用者の意向を十分反映した見直しを行う中で支援の充実を図るとともに、市町の財政的な負担が重くならないよう制度の検討をされたい。

- (2) 強度行動障害者が地域での暮らしを選択できるように、専門的な知識を備えた手厚い人員を配置するグループホームの施設運営に対しては、自治振興交付金対応では市町の負担が大きく、継続した支援が厳しいため、滋賀県重度包括支援事業として位置づけるなど、市町の共同事業として独自の運営支援等を講じられたい。

また、医療をはじめ支援スキルの向上対策、環境改善等の総合的・包括的な支援体制を構築されたい。

- (3) 自傷、他害、物壊し等強度行動障がいのある者については、個別支援等の手厚い支援が必要であるが、圏域内の施設では受け入れが極めて困難な状況にあり、入所先や通所先の確保に苦慮している。特に、事業者には慢性的な人員不足のため、調整制限が行われている場合があり、緊急に職員を確保するための支援を講じられたい。

また、強度行動障がいのある者の支援のために、県においては、先ず圏域内に受け入れ可能施設を整備されるとと

もに、施設整備補助の拡充、広域的な入所調整等計画的に施設利用が図られるよう必要な方策を講じられたい。

- (4) たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を教育委員会に働きかけられたい。
- (5) 身体障がい者や知的障がい者と同様に、精神障がい者にも有料道路割引旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引、バス運賃の割引、船舶・航空旅客運賃の割引など、公共交通機関の割引制度が適用されるよう、関係機関への働きかけを願いたい。
- (6) 重症心身障がい者（児）のケアを行う医師・看護師をはじめとした人材確保について、即効性のある対策を講じていただくとともに、国への積極的な働きかけを願いたい。
〔新 規〕
- (7) 重症心身障がい者（児）の緊急時の受入れや家族のレスパイト希望に対応できるケアホームの整備促進につながる施策を講じられたい。〔新 規〕

10. 積極的な医師・看護師確保対策の実施 について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮しており、本県においても依然として自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから医師・看護師確保のため、次の事項について国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 地域における医療偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じられたい。
- (2) 医師・看護師不足や診療所偏在を解消するため、住宅整備、労働・就業環境の改善に向けた支援策を講じられたい。
- (3) 離島振興対策実施地域における地域の特殊事情に鑑み、沖島において、住民が安心して暮らせるよう、滋賀県離島振興計画推進の観点から、医師等の安定的な維持・確保を図るとともに、医療施設の整備・充実や遠隔医療体制の整備などを通じ、医師体制の充実を図られたい。
- (4) 滋賀県におかれては、平成24年9月に滋賀医科大学と連携して「滋賀県医師キャリアサポートセンター」を開設され、医師の県内定着と地域偏在の解消に向けた総合的な医師確保対策の推進を図られている。

また、医学生への修学資金の貸付に当たっては、卒業後の義務年限中に一定期間、県が指定する病院への就業を義務付けることで、医師の養成と県内病院への定着を図られている。

さらに、平成26年度から、医師の求人・求職に関し、無料職業紹介事業を行う「滋賀県ドクターバンク」を県健康医療福祉部健康医療課内に設置され、県内での就職を望む医師と県内病院等とのマッチングに取り組まれている。

しかしながら、現状においては、依然として勤務医不足が恒常的に発生し、閉鎖や診療制限などを余儀なくされている診療科が存在していることから、不足する診療科に従事する勤務医の養成および地域医療の現場に対し安定的かつ確実に医師を派遣する取組のさらなる充実を図られたい。

11. 自治体病院運営に対する県の財政支援 について

自治体が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るため、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、積極的な市の財政支援なくして健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、自治体が運営する基幹病院の救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する県独自の財政支援を引き続き講じられたい。

12. 低床バスおよびノンステップバスの導入 促進について

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標を達成させるため、バス事業者に対して低床バスおよびノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、滋賀県基本構想で示されている「高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり」の施策を推進させる観点からも、県独自の財政支援措置を再開されたい。

13. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援 について

後期高齢者医療制度について、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、次の事項について積極的に取り組まれない。

- (1) 医療の高度化と高齢化の進展に伴う被保険者数の増加とが相まって、増大する保険給付費に対する県独自の財政支援制度を創設されたい。
- (2) 低所得者等に対する保険料軽減特別措置の見直しについては、低所得者等の生活に影響を与えるような保険料とならないよう、現行の均等割額の軽減を維持するよう国に働きかけられたい。
- (3) 滋賀県後期高齢者医療広域連合への人的支援については制度発足当時からの2名に対して、平成29年度から1名となったが、1名の派遣を継続し、県としての役割を果たされたい。
- (4) 健康寿命の延伸を目的とした高齢者の健康づくりや疾病予防を推進するために、健康診査について財政支援を行われたい。

14. 国民健康保険制度について

1. 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険への財政基盤の充実・強化を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において早期に実現されるよう強く働きかけられたい。

- (1) 療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げを実施されたい。
- (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置について、平成30年度からは未就学児までの医療費波及増分に

ついて除外されることとなったが、本来国が果たすべき少子化対策や社会的弱者へのセーフティネットに対する地方自治体の努力を阻害するものであることから、すべての対象年齢ならびにすべての補助制度について減額措置を撤廃されたい。

なお、平成29年11月1日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長ほか発出の「子ども医療助成に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しにより生じた財源について」の通知については、自治財政権の侵害であることから、この通知に対する白紙撤回を国へ申し入れられたい。

- (3) 特定健診・特定保健指導にかかる経費について、対象経費の実支出額と基準額の少ない方の額に補助率(1/3)を乗じた額が国・県から交付されているが、実支出額に対して基準額が大幅に低く設定されていることから、実支出額に見合った基準単価に引き上げるよう国に要望されたい。

2. 平成30年度から施行された国民健康保険制度改革に伴い、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図る中で、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 滋賀県国民健康保険運営方針で保険料水準の統一時期を「平成36年度以降の出来るだけ早い時期」としていることから、被保険者の公平性・平等性を確保し説明責任を果たしていくため、平成33年度以降の次期国保運営方針に保険料統一に向けた具体的な方針を記載し、早期に県内統一の保険料率としていくことを目標として制度設計されたい。
- (2) 平成30年度以降、当面は医療費水準を反映しない仕組みとしたうえで、市町ごとに異なる保険料率を設定するのであれば、統一されるまでは、医療費水準が低い市町に対するインセンティブを確実に確保するため、保険給付費等交付金等による激変緩和措置の継続を求めるほか、経過措置を設けるなど被保険者への影響に十分配慮したうえで、統一保険料の道筋を示されたい。

15. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援 について

児童福祉法の改正に伴い、市町における虐待相談等の体制強化を図るため、「市町村子ども家庭総合支援拠点」を設置し、在宅支援の強化と継続的なソーシャルワーク的な業務までを行うことが規定され、従来にも増して専門性を必要とするケースが増加しており、子ども家庭相談センターとのさらなる連携の強化が求められている。

については、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度のさらなる充実を国に強く要望されるとともに、県においても財政的・人的支援を行うための新たな制度の創設と児童虐待相談等に迅速かつきめ細やかな対応を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の大幅な増員および幅広い見識を持って市町に対する指導・助言ができる職員の育成を願うとともに、県内でのバランスのよい職員配置を願いたい。
- (2) 児童福祉法の改正により新設された児童相談所から市町村への事案送致については、国のアセスメントツールによる共通基準によるものとし、さらに県内統一の基準、マニュアルを早急に整備のうえ一方的な送致とならないよう市町との役割分担を明確化されたい。
- (3) 市町で対応しきれない重篤なケースについて、迅速に児童の安全確保ができるよう、施設の定員および施設担当職員を増員、増設するなど、一時保護施設の充実を図られたい。
- (4) 市町への常勤専門職の配置等人的支援または資格を有する専門相談員配置に対する人材確保のための財政支援を図られたい。

16. 新生児聴覚検査事業について

新生児聴覚検査の確実な実施を国の責任において推進するためにも、全額国費での財源確保を国に働きかけられたい。

[新 規]

商工観光労働部

1. 日本遺産認定に伴う関連事業の推進およびさらなる魅力発信にかかる支援措置について

日本遺産の第1号に指定された「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～」については、平成30年度以降、国の日本遺産発信推進事業交付金の対象外となったことから、引き続き円滑に環境整備が進められるよう、県の単独事業において支援制度を創設されたい。

また、滋賀県の観光振興および地域活性化をさらに前進させるため、今年度、「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」 「きっと恋する六古窯～日本生まれ日本育ちのやきもの産地～」として認定された「甲賀忍者」「信楽焼」について、先に認定された「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～」と共に認定ストーリーのパッケージ化によるPR、県内全域での広域観光ルートの構築等、県全体で誘客に取り組むとともに、日本遺産を活用した誘客推進事業に対する県の財政支援を願いたい。

2. 広域観光事業の推進について

広域的観光事業の一層の推進を図るため、県独自の観光施策による県全体の活性化に向けて、「滋賀県内唯一の新幹線停車駅」の米原駅への観光案内所の設置に向け具体的な協議を進めるとともに、県としても積極的に取り組んでいただきたい。

〔再 掲〕

3. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を早急に創設されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

4. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知すること。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練のさらなる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を行うこと。

5. 県立高校における職業系学科系列の充実について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

〔新 規・再 掲〕

6. ビワイチの推進について

昨今の「ビワイチ」の県内における機運の高まりを踏まえ、「ビワイチ」がさらなる県内全域の経済活動を生み、観光振興へ繋げるためには、県が主体的に県内市町と連携を進めるとともに、民間企業等との連携を深めた取組をさらに進める必要があることから、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」における「観光、交通その他の産業に関する事項」としてあげているエコツーリズムの推進、琵琶湖の特性を活かした観光振興および湖上交通の活性化に主体的に取り組まれない。

特に、琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」については、官民一体となった展開により地域経済の活性化に繋がるよう県として取り組んでいただきたい。

- (2) 琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」の普及・促進を図るため、自転車及安全・安心に走行できるよう県道のさらなる整備促進や自転車保険制度の周知を図られたい。

農政水産部

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の 広域組織化支援について

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」については、県内で広域組織化を積極的に推進する必要があることから、各市町が取り組みやすいよう広域組織化した場合のメリット措置の拡大や運営事務費の補助制度の創設について検討願いたい。

2. 農林水産業施策および農山漁村整備に関する 各種補助事業への支援について

経営の安定化や生産性の向上および地域の安全対策が確実に推進できるよう、次の事項について、国への働きかけに加え、県独自の積極的な施策展開に取り組みたい。

- (1) 農業施策および農村整備に関する各種補助事業に対する国の補助金確保および採択条件緩和について、特段の配慮を願いたい。
- (2) 農業機械を導入するための各種支援制度における面積要件について、人農地プランのエリア面積に限ることなく、人農地プランに位置付けられた担い手の経営面積のすべてを加算できるよう、国に対して働きかけられたい。
- (3) 農業が若者にとって選択されうる産業となるよう、農業の所得水準の確保・向上に向け国に対して働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。
- (4) 6次産業化を推進するには、他の地域との差別化を図るため、地域農産物の開発が必要であることから、市町への

支援および滋賀県独自の高付加価値農産物の品種開発に取り組まれない。〔新 規〕

- (5) 地域に根差した農産物等の直売所が、地域の農林水産物を活用して、加工する機械などを整備するための助成を国に働きかけるとともに、県においても検討願いたい。

〔新 規〕

- (6) 6次産業化の拠点づくりについては、社会情勢の変化や地域特性に応じた土地利用ができるよう、国に対して働きかけるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

〔新 規〕

- (7) 米作以外の作物栽培を誘導し、畑作物と新規需要米が分離されつつ団地が形成され、集落の調整機能によりブロックローテーションが維持・活用されるよう、県において施策の展開に取り組まれない。また、現在の産地交付金の配分体系の考え方の見直しを願いたい。

- (8) 平成30年産以降の国による米の生産数量調整の廃止に伴い、農家に混乱が生じないように、関係団体と連携し広報啓発活動を徹底するなど万全の対策を講じられたい。

- (9) 近江米の高品質高水準を守り、県外産の主食用米の流入による供給バランスの崩壊や米価の下落を防止するため、国および他府県との連携を密にし需給バランスを確保する仕組みを構築されたい。

- (10) 経営所得安定対策と水田フル活用を充実させ、再生可能な地域農業の持続を国に要望されたい。

- (11) 県においては野菜を戦略作物の一つと位置付けられているが、推進策が十分とは言えないことから、園芸作物の作付けを推進し、農家を取り組みやすい支援制度の充実を図るとともに、技術指導・産地化に向けた流通・販売に対する支援、植付けや収穫など省力化のための生産機械導入促進の補助制度を創設されたい。

3. 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、「市町村の農用地区域の設定・変更にかかる知事の同意を不要とすること」として取りまとめられた地方六団体の意見を十分尊重し、必ず実施するよう国へ働きかけられたい。
- (2) 農業用排水施設の単純更新事業を土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外することや、市街化調整区域において農用地区域の除外ができるよう、県における国のガイドラインに対する柔軟な対応を願いたい。

4. 農地転用の許可にあたり県農業会議への意見聴取の廃止について

農地法第4条第3項および第5条第3項に規定される農地転用許可にあたり県農業会議への意見聴取については、地方の活力をより一層高める土地利用は、市町の成長やまちづくりの成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、県より市町へ事務権限の移譲を受けているところでもある。

については、農地転用許可における申請者への負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開に向けて事務の効率化による市民サービスの向上を図る観点から、県より事務権限を現場に近い市町に委譲したところについては、廃止等を含めた効率的な運用ができるよう、県から国に働きかけていただきたい。

5. 農事用電力料金に対する支援について

農事用電力料金は依然として高止まり傾向にあり、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増していることから、料金支援について特段の配慮を願うとともに、農家負担軽減のための財政支援を国に対して要請されたい。

6. 農業水利施設の保全整備に対する支援について

農を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新に当たり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町、特に末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の財政的支援および事業採択要件の緩和ならびに国に対する働きかけ
- (3) 「農業基盤整備促進事業」、「農地耕作条件改善事業」等にかかる補助金の予算確保と採択要件の緩和について国への積極的な要請および県費による補助制度の創設
- (4) 国営事業で造成された施設の更新および保全について、改良区の規模に関係なく国営事業として事業採択が受けられるよう要件の緩和について国への働きかけ
- (5) 石綿セメント管の老朽化に伴う漏水事故等に対応した更新対策事業への予算確保

7. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援について、鳥獣捕獲関連予算の確保を強力に推し進められたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
- (2) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整は群の50%）の撤廃
- (4) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (5) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との合同駆除の実施
- (6) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保
- (7) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣

〔再 掲〕

8. 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く県民に普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を早急に創設されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努めていただきたい。

〔再 掲〕

土木交通部

1. 防災機能を持つ都市公園の施設整備補助金の 新設について

震災に備え、防災機能を持った都市公園の整備に当たり、計画当初より複数年かけて整備を行い、財源については国の社会資本整備総合交付金を見込んでいることから、継続的な予算配分を確保するとともに、あわせて県単独の防災・安全にかかる施設整備補助金の新設を願いたい。

2. 公園施設の長寿命化対策と財源の確保 について

国における安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを事業の目的とされている公園施設長寿命化対策支援事業について、地方の事情や財政状況に配慮し、必要な財源を確保するとともに、交付対象事業の要件緩和を願いたい。また、平成31年度予算編成においては、確実に予算措置をしていただきたい。あわせて県独自の都市公園長寿命化支援補助金制度を創設されたい。

3. 地域交通の充実確保について

都市基盤の根幹となる総合交通体系の早期整備と県内地域交通の充実確保を図るため、市町の意見を十分に踏まえ、次の事項について国・関係機関に対して継続的な働きかけを願いたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 災害時等における緊急輸送ネットワークの確立のため、沖島を起点とした（仮称）湖の県道構想など、琵琶湖の東西を結ぶ航路開設等の湖上交通の整備促進とそれに伴う基盤施設の整備
- (3) J Rおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) J R琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 自然災害等発生時における安全ならびに間引き運転等による最低限の移動手段の確保および早期運転再開に向けた復旧体制の充実
 - ウ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - エ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備にかかる滋賀県鉄軌道関連施設整備補助金の予算確保とその前提となる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められている移動等円滑化の促進に関する基本方針における移動等円滑化の目標期限の延伸
 - オ) 転落防護柵等の乗客の安全を確保する設備の整備に対する支援
 - カ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - キ) J Rおよび地方鉄道の駅周辺のまちづくり事業（都市再生整備計画事業等）への支援
 - ク) 地方鉄道の利用促進策や観光客誘致策の取組に対する支援
 - ケ) （仮称）びわこ京阪奈線建設構想の推進
- (4) 鉄道経営の単独維持が厳しいとされている近江鉄道の存続に向けた県の強力なリーダーシップの発揮〔新規〕
- (5) 自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線およびコミュニティバスやデマンドタクシー等の地域公共交通に対する支援
- (6) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

4. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネットワークの整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムの更新に伴い、地域の意見を反映し、真に必要な次の事項にかかる道路整備について、特段の配慮をもって予算確保を願いたい。

- (1) 長期安定的に道路整備が進められるよう、必要な予算を確保し、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づいた補助率等の嵩上げについては、道路舗装補修や道路改良工事などの市民生活に直結する工事についても対象事業とするとともに、補助率等の拡大と新たな財源の創設を検討されるよう強く働きかけられたい。
- (2) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。
- (3) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (4) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。
- (5) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (6) 県道・国道バイパス道路・県施工の都市計画道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (8) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (9) 歩道未設置箇所への歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。
- (10) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。

- (11) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (12) 橋梁やトンネルなどの重要構造物および道路について、計画的な点検・長寿命化修繕による適切な維持管理や更新が行なえるよう、県においても財政面および技術面での支援を願うとともに、同様の支援について国に働きかけられたい。

5. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山ジャンクション～草津田上インターチェンジ間、49.7 kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、平成24年4月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および各高速道路会社に対して、次の事項について強く働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備にかかる連絡路等、周辺道路の整備を図られたい。

- (1) 再着工された「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備を図られたい。
- (2) 先に整備中の「四日市～亀山間の早期供用を図られたい。
- (3) 土山サービスエリアに隣接する南側土地および周辺にあるストックヤードを活用し、誘客施設建設事業等の実施による地域活性化と利用効率の促進を図られたい。
- (4) 県南部地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジの本線同時供用を図られたい。

6. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

7. 新たな地域交通体系構築等に対する支援 について

地域公共ネットワークを担うバス路線については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、次の事項について、現行制度の見直しを図られたい。

- (1) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」と併用できるよう滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱を改正されたい。

また、同要綱の補助率の改善ならびに補助金限度額特例（設定）を撤廃および車両購入補助凍結を解除されたい。

- (2) 国におかれては、全国交通系 I C カードの相互利用が可能なシステム経費や、公共交通利用者および外国人観光客が安心して利用できる公共交通の環境改善に向けたバスロケーションシステム導入等に要する経費にかかる補助制度を創設されたことから、県におかれても、現行の県補助制度を見直し、国と協調した補助金制度を創設していただきたい。

8. 農業振興地域の農用地区域の変更と地区計画の調整方針の柔軟な対応について

市街化調整区域内の市街地化の傾向が著しい市街化区域縁辺部および人口減少と高齢化の進行により地域コミュニティの維持が困難となっている区域において、市町長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣および県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の対象区域について、県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の区域を変更し、またはその指定を解除することに同意されるが、現実的には地区計画を目的とした農業振興地域の区画変更は不可能という状態となっている。ついては、地域の実情を鑑み実現することを前提に、県庁内の農政所管部と都市計画所管部が共有、調整されるとともに柔軟な対応を願いたい。

9. 民間建築物の耐震化の推進について

危機防災対策の観点から、耐震性を満たしていない既存民間建築物の耐震化を推進するため、大規模災害時における一時避難施設として、また、市民や観光客に利用されることが想定されるホテル・旅館など、一定規模以上の建築物の耐震改修費などに対して、引き続き県補助制度の充実強化を図られたい。

10. ダム建設中止・検討結果に伴う治水対策等 について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

- (1) 大戸川ダムについては、建設事業の継続とした国の対応方針を踏まえ、ダム建設および準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (2) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。
また、北川ダム周辺地域整備事業が完了するまで北川水源地域振興事務所の現体制を維持願いたい。
- (3) 平成28年7月20日に国土交通省が「中止」と対応方針を決定した丹生ダム建設事業については、国・県主導のもと、二度に亘る地域住民の苦渋の決断により事業協力に至ったことを十分認識いただき、地元の意向を十分に聞き入れた誠意ある対応をするよう国への働きかけを願うとともに、県においても地元の意見を尊重し、地域住民の立場に立った誠意ある対応と今後の地域振興、地域整備について、財政措置など含め新たな地元支援策の構築とスピード感を持った早期の事業実施を願いたい。
- (4) 一級河川芹川について、流域住民が安全で安心して暮らし続けることができる治水安全度を確保した具体案の検討を早急に行い、流域住民に公表し、治水対策を進めることを強く求められたい。〔新 規〕

11. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取組と事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や想定を超える大雨、昨年8月の台風5号および10月の台風21号でも甚大な被害が発生していることから、瀬田川洗堰が全閉となることのないよう適正な管理を願うとともに、早期に治水対策を確立されたい。
また、市街地においては都市型洪水の発生が頻発していることから、遊水池の整備等も早急に対応願いたい。
- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されるとともに、流域全体で取り組む総合的な治水対策についても、調査・研究を行い、有効な施策を実施されたい。
- (3) 環境面と治水面に配慮し、天井川の平地河川化や一級河川の整備と管理者として十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。
また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願いたい。
- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (5) 流域治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取組を願いたい。
- (6) 市長会要望に対し、県は「重要な河川」を準用河川として指定し河川法の適用等を含めて協議に応じる旨の回答をされたことから、準用河川を整備する場合には財政支援を願いたい。
- (7) 地域団体が行う河川愛護活動事業に対する財政支援および人的支援、または制度設計の見直しを願いたい。

12. 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに単独治山（補助営）事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定に向けた基礎調査の完了を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 砂防施設の適切な維持管理を徹底するとともに、砂防事業採択基準を緩和されたい。
- (4) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい。

〔再 掲〕

13. 県管理地の適正管理について

琵琶湖に大量に繁茂する水草については、湖岸に漂着することがないように、根こそぎ除去および表層刈取りを計画的かつ適切な時期に実施されるとともに、琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた流木、水草、ヨシ屑等の回収や処分については、管理者として適正に行われたい。

〔再 掲〕

教育委員会

1. 小中学校の業務改善の推進について

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、県としても一層積極的に取り組んでいただくよう、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- (2) 学校事務の共同実施を推進するために必要な事務職員の加配
- (3) 部活動にかかる大会運営の見直し
- (4) 休業日に実施する行事への教職員の動員や、作品募集等の依頼の抑制
- (5) 校務支援ソフト、各種作成書類の様式の県下での統一および導入費用の補助〔新規〕

2. 小中一貫教育実施のための教員加配について

小中一貫教育を行うための学校教育法等の一部改正により、今後、小中一貫教育の制度設計や体制整備を推進していくこととなるため、小中一貫教育を充実させるための教員加配を願いたい。

3. いじめの未然防止・早期発見・早期対応 について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上をはじめ、不登校や問題行動等への適切な対応を図るため、とりわけいじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめの兆候を見逃さないための継続的な加配教員や支援員の配置
- (2) いじめ予防対策としての人員配置にかかる補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置およびスクールソーシャルワーカーの配置拡大の実施
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

4. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小・中学校すべての学年で完全35人学級編制を実施できるよう、滋賀県学級編制基準を見直し、基準2の「この場合、小学校4学年から第6学年および中学校第2学年ならびに第3学年の1学級の人数は20人以上であることとする。」という縛りの完全撤廃、それに伴う教員配置数の改善を図り、平成30年度の弾力的な運用でなく、完全35人学級編制の実施を願いたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、一部県費負担による施設整備制度の創設を願いたい。

5. 教育環境の整備・充実について

- (1) 平成28年4月より統合新校が開校しているが、再編対象高等学校所在地自治体、地元住民、各種団体から出された要望については、引き続き課題解決に向けた場を設けるなど十分な対応を実施されるとともに、統合以降に使用されなくなる校舎等の適切な管理に努められたい。
- (2) 県内の特別支援学校については、近年大規模化等の問題を抱えており、今後ますます児童・生徒の増加が見込まれることから、教育環境の充実や支援を図れるよう、学校の新設など、特別支援学校のあり方について検討されたい。
- (3) 少子化に伴う学校の再編に関する義務教育施設の新增築や改修に対する負担率・補助率の嵩上げおよび確実な補助予算の確保と、スクールバス運行経費に対する既存制度としてのへき地児童生徒援助費等補助金の補助対象経費の拡大および補助期間の延長、閉校後の教育施設の活用に対する国財政支援制度の拡充を国に働きかけるとともに、これらの学校再編に伴う支援にかかる県制度の創設を願いたい。

〔新 規〕

6. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」の県費による復活等、幼小のなめらかな接続を図り、学力の基礎を定着し、よりよい学習習慣を身につけるため、他学年より手厚く小学校1年に支援員の配置を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう増員配置を願いたい。
- (3) 外国人児童生徒の教育に当たる適切な加配教員や支援員、多言語化する母国語に応じた通訳や翻訳の増員配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる外国語指導助手等をはじめとする教員の配置や教員全体の指導力向上に向けた英語専科指導教員の増員配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、さらに通級指導教室を設置し、通級指導員の増員配置を願いたい。
- (6) いじめの問題や不登校および学校不適應児童生徒に対して、よりきめ細やかな指導と学校と家庭間の緊密な連携を図り、さらに教職員の生徒指導対応力向上を図るため、全ての小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡大について国へ働きかけるとともに、県においても今以上の予算確保を願いたい。
- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や市全体の養護教諭の資質向上のため、正規職員で、市全域を担当する養護教諭を拠点校に配置されたい。

- (9) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。
- (10) 各小中学校における特別支援教育コーディネーター業務に専念できる人的配置について特段の配意を願いたい。
- (11) 小中学校における特別支援学級の編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善について特段の配意を願いたい。

7. 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援について

たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備や児童生徒の送迎における保護者の負担軽減となるよう県においてさらなる有効な施策を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を願いたい。

〔再 掲〕

8. 社会教育施設の整備に対する補助制度の創設について

公民館など社会教育施設のユニバーサルデザイン化、特にエレベーターやトイレの設置等の費用について、国においては公共施設等適正管理推進事業債にユニバーサルデザイン化事業が追加され、国からの財政支援が新設されたことから、障がい者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実を図れるよう、県においても県独自の財政支援制度を創設されたい。

9. 学校施設環境改善交付金の改善について

学校施設環境改善交付金について、大規模改造事業（老朽・空調設備設置・トイレ改修）の要件緩和および事業採択を行い、改築事業の際に負担金同様、前向き資格による加算を適用するとともに、関連する事業（屋外教育環境施設整備事業等）についても、設置基準はもとより、有事の際に避難施設となる学校施設が持つべき防災機能面や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置による地球温暖化対策への取組といった環境面の観点を踏まえ、優先的に事業採択されるよう国への働きかけを願いたい。

10. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化遺産を地域振興や観光振興につなげ、特に県内で認定された日本遺産を核として、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存および活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 県が設置した国・県指定文化財の説明板等の修繕
- (2) 老朽化した登録有形文化財（建造物）等の保存および管理支援の充実（県費補助の採択）
- (3) 史跡整備に関わる用地公有化事業および国宝重要文化財等保存整備費補助金にかかる美術工芸品保存修理・調査活用事業の支援（県費補助の凍結解除）
- (4) 市保有の国指定史跡および名勝の保存修理等への支援
ならびに県指定史跡の管理費の支援（県費補助対象に追加）
- (5) 市が直接実施する国選定重要伝統的建造物群保存地区の保存対策事業・保存修理等への支援（県費補助対象に追加）
- (6) 県内で認定された日本遺産について、円滑な環境整備が進められるよう、国の補助事業が終了後、県の新たな補助制度の創設と追加認定を受け、普及啓発活動が十分でない構成文化財への重点支援（日本遺産活用支援事業の創設）

11. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕

12. 県立高校における職業系学科系列の充実について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

〔新 規〕

企 業 庁

1. 県用水供給事業の施設整備等に対する財政 支援について

企業庁で計画されている施設整備費等の負担については、安易に市町に求めるのではなく、企業庁を設立した滋賀県の責任として県費等で負担されたい。

[新 規]

警 察 本 部

1. 警察施設の新築・移転および警察官の増員 について

県民生活の安全と地域社会の平穏を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備を図られたい。また、各地域における防犯機能の向上を図るため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を地域の実情を踏まえ早期設置いただくとともに、さらなる警察官の増員についても特段の配慮を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取組について

全国的に登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発しており、通学路の安全対策は喫緊を要することから、通学路における信号機、道路標識や横断歩道など、交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の維持・拡充と未設置箇所を早期設置を図り、交通安全思想の普及・啓発に努められるとともに、関連予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。